

奈良県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

奈良県教育委員会教育長 吉田育弘

奈良県教育委員会規則第十三号

奈良県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則

奈良県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（平成二十八年五月奈良県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「教育長が別に定める」を「附属機関の委員等の報酬額及び費用弁償額に関する規則（昭和三十一年十一月奈良県規則第六十九号）第二条の規定によるものとする」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。